

中区障害者地域活動ホーム（仮称）  
事業計画書

社会福祉法人よこはま障害者サポート協会  
設立準備会

## 目 次

1 事業応募の動機及び目的	3
2 施設運営の方針	
(1) 中区地活の役割・機能について	4
(2) 中区内の障害児・者福祉の現状について	5
(3) 中区地活の各事業についての考え方について	
ア 相談支援事業	6
イ 日中活動事業	8
ウ 一時ケア・ショートステイ	10
エ 余暇活動支援・おもちゃ文庫	12
オ 重度重複障害者デイサービス（B型）	14
カ その他（送迎サービス等）	14
(4) 中区内の他の社会資源との連携について	15
(5) 中区生活支援センター（仮称）との相互連携・協力について	16
(6) 地域活動ホームとして精神障害者への支援をいかに考えるかについて	16
(7) 寿町への対応について	17
(8) 施設長及び職員の人材確保の考え方について	19
(9) 苦情処理体制について	19
(10) 管理運営上における安全面への配慮について	20
(11) 地域との交流について	22
(12) 資金計画について	22
3 法人の実績について	（新設法人のため省略）

## 1 事業応募の動機及び目的

中区障害者団体連絡会（以下、「区障連」という）では、以前から区内に身体・知的・精神障害の方々が地域生活をしていく拠点となる施設が欲しいと要望をしてきました。これは、区障連の10数年にわたる活動から

- ① 様々な障害の方たちや団体と共に活動する中で、障害によって分けることが必ずしも本人のニーズにあわせることではないのではないかと。また、実際に分けることが難しい場合があること。また、適切なサービスを行うためにはスタッフ間の連携が不可欠で、それをつなぐ仕組みが求められていたこと。
  - ② 様々な団体が寄り合っている区障連が活動をすすめるにしたがって、支援の行き届いていない部分がまだまだたくさんあることが見えてきたこと。
- などが主な理由でした。

また、横浜市が計画する法人運営型活動ホーム全区設置の中で、中区が最後となっていることや生活支援センター（以下「センター」という）も未設置だったことなどから、この二つの施設の制度を使いながら新しいサービスを提供する施設はできないだろうか、中区役所や関係機関と一緒に平成17年11月「中区障害者施設機能検討プロジェクト」を立ち上げ、中区の新しい施設について話し合ってきました。

そして、平成18年に施設調査費が予算化されたのと並行して平成19年12月「中区三障害一体サービス提供施設機能検討プロジェクト報告書」がまとまり、ようやくみんなが熱望する新しい施設の概要が浮かび上がってきたのです。

そこで、中区で知的・身体障害の人たちを支援してきた「NPOなか」と精神障害の人たちを支援してきた「NPOろばと野草の会」は、互いに協力してこの新施設の運営はできないかとの検討を始め、今回社会福祉法人を設立することを決めました。それは、これまで中区の検討会で議論を重ねてきたメンバーとして、自分たちが描いてきた夢の実現を他の地区の団体に任せるのではなく、自分たちの手で現実のものとしたい、また、その責任があるのではないかと考えたからです。

私たちは、中区で20年以上にわたり、障害のある多くの人たちとかかわりながら、様々なノウハウを獲得して新しいネットワークをつくってきました。これからは、その実績を最大限に活用して、障害のある人もない人も安心して地域で生活できる環境を地域の皆さんと一緒につくりたいと願っています。

## 2 施設運営の方針

障害者自身による「自己決定・自己選択」の実現を図るために必要となる支援を行います。そのためには、これまでの数十年で培ってきた地域支援ネットワークを駆使し、スタッフ間の横の連携を綿密にして、障害者やその家族にとって利用しやすく、また効果的・効率的な支援を行っていきます。

## 2-（1）中区地活の役割、機能について

既存のサービスとつながり、互いに補いながら新たな地域づくりをします

これまで、地域でつくってきたネットワークを繋ぎ、それを支えることにより、より広い範囲にサービスを届けます。既存のサービスと連携・協力・互いに補い、足りなかったものや行き届かなかったところへの支援、サービスの提供を行います。

また、新たな機能として、センターと連携することにより、可能となるサービスの相互利用等これまでにない新たなサービスを生み出し、提供いたします。

新しい活動ホームは、これまでの機能に加え、次の視点をもち、支援を行います。

### ① 福祉につながっていない人への支援

生活のしづらさ、不自由さを感じていてもサービスの条件に当てはまらず、支援につながるができなかった人や家族は、サービス提供者（行政・福祉サービス事業者）や地域との関係もだんだん疎遠にあり、孤立化してしまう傾向にあります。

また、家族だけで支えてきた場合、問題が小さいうちは表面化せず、支援者や地域で把握できません。そして情報が伝わらないまま家族の構造だけが変化し、問題がより複雑になり、手に負えない状態になって表に出てくるのがよくあります。

そのような事態に陥らないために区と連携してニーズを掘り起こし、早期にサービス提供できるよう取り組んでいきます。

### ② 積極的な訪問支援

待っているのではなく、必要としている人たちに積極的な訪問支援を行います。

### ③ 医療機関の連携により、医療的支援が必要な障害の重い人への支援

近隣医療機関と連携をはかることにより、医療的支援を提供できる施設として、高齢によりケアの必要性が高くなった障害のある人や障害の重い人への支援を行います。

### ④ 既存の地域福祉関係機関との連携

活動ホームと生活支援センターとの連携や地域にある福祉サービス機関との連携を図ることにより、これまで福祉的サービスにつながりにくかった人たちへのサービスを提供します。

### ⑤ 緊急を要する人への支援

医療機関や関係機関との連携により、必要な緊急的支援（家族の急病等による緊急対応、一人暮らしの人などからの緊急コール等）に対応できるようにします。

### ⑥ 地域移行を推進する支援

もともとは中区に住んでいて、必要なサービスがなかったために他区や他都市の施設や

病院を利用せざるを得なかった人が、希望すれば中区にもどって生活できるように支援します。

## 2- (2) -1 中区内の障害者福祉の現状について

中区には、知的障害者の入所施設がなく、通所施設も少なかったために障害を持つ人たちが通う場、暮らす場は、小規模な作業所やグループホームが担ってきました。

それぞれが地域の方々に支えられ、地域の一員として活動し、生活してきました。そのため「障害者」ではなく「〇〇さん」といった一人の地域住民として受け入れられ、尊重されるようになってきました。

日中活動の場では、小さい規模ながらも個性ある作業所がたくさんあり、ある作業所に所属していても複数の作業所に通うことができるよう連携するなど、可能な限り障害者が自分にあった場所を選べるように努力してきました。しかし、一方でそのような小規模な施設では、障害者本人や家族の高齢化などの環境の変化に対応できず、やむなく遠くの区や他都市の施設に入所せざるを得ない人もいました。また、小規模なゆえにきめの細かい援助を行うことができますが、その分運営基盤が弱い側面があります。

そこで、それぞれ横の連携を深め、弱い部分を補う活動を続けてきました。

行政への要望、職員、障害者への研修、自主製品の販路拡大、防災への取り組みなど施設ごとではなく、区障連として連携して取り組むことで大きな力を得ることができ、また、他の障害のことや家族の状況などを知る機会になりました。小規模な施設では請けることができなかった仕事を区障連として請けることで新たな仕事の開拓が進みました。

たとえば、公園の清掃ができる障害者は、各作業所に一人か二人であってもいくつかの作業所から清掃のできる人たちが集まり、支援職員を一人つけることで、作業所の負担も少ない形で働く場を増やすことができました。しかし、そのコーディネート業務などを小さな作業所が現場を抱えつつ行っている現状では、これ以上新しい取り組みを増やすことはできません。中区は高齢化の進んだ地区であり、地域の仕事も含めて障害者の活躍の場は、まだまだたくさんあると考えられますが、実際にはそこまで手が回らないのが実情です。

生活の場では、グループホームがたくさんあることが大きな特徴です。横浜市で一番古い身体障害者のグループホーム、精神障害者のグループホームは、それぞれ中区にあります。グループホームの制度がきちんとできる以前から中区では障害を持つ人たちの生活の一つのスタイルとして、グループホームをつくり、地域のなかで暮らすことを実現してきました。現在、横浜市内のグループホームは、大きな入所施設の周辺にかたまってしまう傾向が強いのですが、中区では入所施設がありません。それでもたくさんのグループホームが存在するのは、中区内の作業所などに通う人たちが住みなれた中区に生活の場を求め、それを実現してきたからだと考えられます。これも中区の大きな特徴です。

しかし孤立している障害者が数多い現状も見過ごすことはできません。「作業所」という

受け皿だけでは、孤立している人たちに応えられないのです。昼間は仕事をしているが、帰ったら相談相手がない人、過去には福祉サービスを利用していましたが、そこでうまくいかず、そのまま自宅にこもってしまった人、障害を持っていることに気づいていない人、障害を認めたくない家族など様々な事情に対応できるサービスを提供する施設が必要です。また、今までつないできたネットワークも広がれば広がるほど、全体を把握できなければ生かすことができません。中区の特徴を生かせる「センター」機能を持った施設を必要としているのです。

## 2-（2）-2 中区内の障害児福祉の現状について

中区に在住している障害児で、機能強化型活動ホームの一時ケア（生活支援事業）に登録している児童は、2009年2月末時点で164名、155家族となっています。また、個別支援級、特別支援学校およびサポート校などに在籍していて支援が必要と思われる制度数（2006年5月、203名）のうち約54.7%（2006年度）が利用していることになります。この登録者のうち、母親の精神疾患や知的障害、発達障害などにより特別な配慮が必要な家族は16%にのぼります。近年の特徴として、精神疾患や精神的不安定さを抱える家族が増加の傾向にあります。

障害児が日中利用できる中区の事業には、機能強化型活動ホームの一時ケア事業とNPO法人が運営する横浜市障害児居場所づくり事業があります。障害児のショートステイは、近隣区の大型活動ホームと市内または県域の短期入所施設を利用することになっています。ショートステイを利用する場合、送迎サービスがないため、家族の負担は非常に大きいものになっています。特別支援学校は、中区内には私立のものが1校あるだけです。肢体不自由児、知的障害児の特別支援学校に通う場合、送迎が必須になります。学校の送迎バスもありますが、バスポイントが近くにないため、そこまでの送迎が必要になります。中区内にある複数の関係機関が連携することで、少しでも多くのニーズに対応できるようにしていくことが求められています。

子どもを取り巻く環境は多様化、複雑化しており、総合的な支援の組み立てが必要になります。多くのサービスを利用しながら生活を維持していかなければならない家族にとっては、子どもが安心して楽しく過ごせること、家族が安定した生活を送ることが大切です。家族の力を損なうことなく、その力を高めていくような支援をすることが必要です。

## 2-（3）中区地活の各事業についての考え方について

### ア 相談支援事業

いつでも相談しやすい環境と適切な課題解決

様々な障害を持った方やその家族が、地域で安心した生活を送ることができるようにす

るための相談支援事業においては、多種多様な相談内容に対応することが必要になります。新活動ホームにおける相談支援事業は、地域活動ホームと生活支援センターの相談機能を一本にまとめ、あらゆる相談を一つの窓口で受け付けます。

相談によっては、たとえば知的障害のある人が精神的な問題を抱えているなど、複数の課題が重複している場合、知的障害のことで精神障害のことに精通している相談者が複数で対応するなど、課題解決にもっとも有効な相談体制を組みます。

窓口を一本化することで、たらしまわしにされたり、同じ内容を繰り返し説明しなければならぬといった相談者の負担感を軽減し、相談しやすくします。

相談方法は、来所、電話、訪問など、できるだけ相談者が楽に相談できる方法です。相談したいと考えています。対応時間は、開所時間内を原則としますが、緊急の相談については、時間外でも電話による対応をおこないます。

地域活動ホームとセンターの専任相談員は、相談内容に合わせて対応し、情報提供やケアマネジメント等の個別的な支援をおこないます。地域で生活する時に使えるサービスは増えていますが、現在、作業所とヘルパーなど、複数のサービスあるいは複数の事業所でサービスを利用している場合、それぞれのサービスが重なり合うことのないように調整するのが大変という声をよく耳にします。また、それぞれの事業者に理解が一致しておらず、必ずしも利用者のニーズに合致したサービスがおこなえていない場合も少なくありません。そのような状況を改善するために、複数のサービス、複数の事業所が関わっている場合には、個別支援会議を開催し、それぞれの支援機関の情報を統括するキーパーソン（専任担当者）を決めて、その人の生活や家族を含めたトータルな支援になるよう、ケアマネジメントします。

長期入院の方や、長い間地域から離れた施設で暮らしている方の中には、一人で暮らす自身がなかつたり、帰る環境が整っていないことで、退院、対処できない方が多くいます。生まれ育った地域に戻って生活したいという人の希望に答えるために、退院促進事業を実施し、希望を叶えられる支援体制を整えます。また、退院、対処後の住まいを確保しやすくするために、近隣の大家さんが安心して障害者に部屋を貸せるようになる必要があります。居住サポート事業を実施し不動産屋とのネットワーク作り等、家捜しのサポートをします。

私たちが地域で生活していく中で、アクシデントやトラブルに巻き込まれることが、時としてあります。そのとき、コミュニケーションという手段を使って解決の方向へつなげることができますが、コミュニケーション障害がある場合、その解決は難しくなります。たとえば、道に迷ったり、事故に遭ったりして、警察が対応するような状況になった時、本人が自分の状況を正確に伝える事ができなかつたり、パニックになってしまう事があります。そんな時に、迅速に問題解決できるようあらかじめ警察と連絡体制を確立しておき、必要な対応ができるようにします。

障害のある人、その家族、それぞれの立場で抱える問題を当事者同士で話すことで、解決

の糸口が見えてきたり、難しい課題に取り組む力がわいてきたりすることがあります。障害者同士、親同士の助け合いや、情報交換、知恵の共有など、援助者では果たせない当事者同士の取り組みは大切にしたいと思います。中区には、視覚障害や聴覚障害の当事者団体があります。また、知的障害、身体障害、精神障害の当事者が中心になって、様々な活動をしています。このように中区で活動している当事者の方たちとネットワークを作り、協力して頂くことで、障害者同士だからこそできるピアカウンセリングや、ピアサポートの体制を強化します。

もう一つの機能として、福祉サービスを有効に活用できるよう、福祉制度説明会やいろいろなサービス機関の情報提供、当事者グループや自助グループの支援などの活動も行っていきます。

自立支援協議会の事務局として、障害のある人が自立して暮らせるまちづくりを目ざします。中区の自立支援協議会は地域づくりの中核となり、地域が協議する場として、障害者の生活を支えるネットワーク化を進めます。中区には、小規模な作業所やグループホームがたくさんあります。それらの支援団体が法人の枠を超え、情報を共有することで、地域の地域の問題を的確に把握し、ライフステージに合わせた利用者本位の一貫したサービス体系を構築することができます。また、自立支援協議会は障害の有無に関わらず、地域で支えあうまちづくりのプロセスと考えます。その機能は、地域の課題を一番わかっている身近な相談員が、一人ひとりの支援から見えてくる課題を協議会へ挙げ、地域の問題として議論されなければ、意味がありません。そこで個別のニーズを地域の課題としてとらえるために、ネットワークの中で、サービス管理責任者同士のつながりをつくり、個別支援計画やアセスメント等の形式を統一し、随時個別支援会議を開催します。

- ① 地活とセンターの相談窓口を一本化することで対象の枠を無くし、必ず初回相談につなげます。
- ② 中区とその近隣区の日中活動の場やグループホームの利用状況を把握し、適宜最新の情報を提供します。
- ③ 障害者が利用しやすい医療機関の開拓、情報提供をします。
- ④ 地域の相談機関である就労支援センター、療育センター、児童相談所等と相談支援体制を構築します。
- ⑤ 中区近隣の警察署および地域の派出所と連携し、地域生活の安全に配慮します。
- ⑥ 施設や病院での生活が長く、地域で生活することに不安がある方へ、日中活動のプログラムと組み合わせながら、生活のスキルアップに向けた援助をします。
- ⑦ 自立生活アシスタントと連携し、新しい生活への準備を一緒に行います。

## イ 日中活動事業について

日中活動の基本姿勢として、既存のサービスと連携し、既存のサービスの弱いところ、



足りないところを補う役割に重点をおき、必要な人が必要なとき、必要な日に利用できる日中活動を行います。例えば、土日や夕方の時間帯など、既存のサービスの少ない時間帯の活動や、地域で生きる力を身につけるプログラム、障害が重いために、通う場所がなかった方々へのサービスなどを充実させたいと考えています。

そのために、一人ひとりの個別支援計画に基づき、その人に必要となる日中活動を提供します。今まで個別支援計画は、それぞれのサービス提供者がそれぞれでつくる傾向にあり、ばらばらの支援になりがちでしたが、ひとりの人を中心にサービス提供者、支援者が集まり、その人が目指す生き方、必要とするサービスを考え、計画することで支援に方向性が生まれ、相互の連携も深まるものと考えます。日中活動は、生活の中で大きな時間を占めるため、大変重要な役割を担います。しっかりとした計画と見直しを重ねて支援を行いたいと考えています。

## 事業内容

### ① 自立生活訓練（生活訓練）

家を出て一人暮らしを始める、入所施設や病院に長期に入所入院されていた方々などが地域生活へ移行するなど、生活の場が変化するときに必要なプログラムを提供します。

活動ホームでの活動以外にも自宅やグループホームなど、実際に生活する場での課題に対応するため、訪問していろいろな支援活動も行います。

### ② 生活介護

#### ・パン作りと喫茶スペース

パンやお菓子作りを行い、喫茶スペースにて販売します。また、喫茶スペースそのものも障害者の働く場とします。このスペースは誰でも使えるよう設計し、地域交流の場としても提供します。ふらりと立ち寄ってくださった方にも軽食の提供ができるようにしたいと考えています。ひとつの活動が日常的に、働く場、憩いの場、集いの場となり、自然な形で地域とつながることも、大きな目的です。

#### ・一つの作業所では、取り組めないような活動

車いすの方や重度の知的障害の方など、地域の運動施設の利用が難しい方が自由に楽しく身体を動かせるプログラムや余暇的な活動など、一つの作業所だけでは組みにくいプログラムを提供します。たとえば、スポーツなど、ある程度の人数が集まらないとできない活動は、あるひとつの作業所だけでは、人数が集まらず、実際にはできないということがよくあります。新しい活動ホームでは、やりたい人が集まって、そのような活動に取り組むことも、大きな役割だと考えています。

#### ・入浴サービス

現在、自宅での入浴が困難な人がいれば、いろいろな工夫をし、銭湯を利用したり、地域のグループホームや近隣区のお風呂を貸してくれる活動ホームを利用したりしながら

ら、対応しています。しかし、中区にも入浴サービスを提供できる場所が必要です。新しくできる活動ホームでは重度の方も含めて、必要な時にはもっと気軽に快適に入浴できる入浴サービスを目指します。また、介助つきではなく、お風呂だけを貸すサービスも考えています。

・週末販売部の設置（移動販売チーム）

週末、地域でちょっとしたバザーが開催されますが、各作業所で参加するには、出店料や人手が確保の問題で参加しにくいのが現状です。販売が好きな利用者と新活動ホームの職員とで既存の作業所、施設等の自主製品を預かって代行販売する、バザーがないときには、常設の公園の売店などで販売活動をする、などの取り組みをします。このような活動は、既存の施設や作業所等には販路拡大のメリットがあり、利用者には、土日でも活動できる場が提供できます。土日だからこそできることもあるのです。地域のバザーやおまつりに多く参加できるようになるため、地域との関係を深めることができます。

このように、既存サービスの弱い部分を補い、利用者が使えるサービスを増やすことが事業全体の目的であり、この活動ホームの日中活動の役割だと考えます。

③ 地域活動支援センター

障害程度区分1、2、非該当の方については、生活介護が利用できません。生活介護の利用できない方を対象に、地域活動支援センター事業を実施します。

## ウ 一時ケア・ショートステイ

〈成人の一時ケア・ショートステイ〉

### 本人と家族を支え共に歩む生活支援

住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らしていくための支援として、一時ケア、ショートステイ事業を行います。

“一時的なケア”“お預かり”という機能ではなく、家族を支える支援としてとらえ、本人の生活の一部であることを考慮し、先の見通しを立てたケアを行います。そのため、本人、家族の要望をしっかりとくみ取り、今後の支援につながるよう必要に応じて個別支援計画を立てます。計画を立てるに当たっては、本人、家族はもちろんのこと、日中活動の場からの情報もとても重要になりますので、日頃からスタッフ間のコミュニケーションを図り、幅広い視点をもてるよう心がけていきます。

原則として、障害の種別、年齢、利用の理由は問わず、必要に応じて対応します。

ただし、定期的な利用、長期間の利用を希望する場合は、状況により他機関、他施設との利用調整をさせて頂くこともあります。

送迎は、別料金を設定し、必要に応じて行います。

緊急の場合の受け入れに対応できるよう体制を強化し、できるだけ本人の生活が大きく変化しないような支援を目指します。一方で、日頃から近隣の作業所とコミュニケーション

ンを図り利用者の方たちにもスタッフの顔を知ってもらうなど、本人のストレスを軽くできるよう配慮します。

利用の申し込み方法は、登録を事前にして頂き、台帳を作成します。その際、相談員が専任スタッフとともに家庭訪問をして、家族、家庭の状況も把握することで、顕在化・潜在化しているニーズを掘り起こし、過ぎしの場としての利用にとどまらず、生活、家族支援として対応することができます。

ケアは、介助の有無にかかわらず、マンツーマン対応の場合は、担当スタッフは同性とします。また、専門性や特別な配慮が必要な場合は、他機関の協力を得ながら（場所を借りる、慣れているスタッフが付きそう等）本人の負担が重くならないように配慮します。医療的ケアが必要な場合は、みなと赤十字病院等の近隣医療機関や主治医と連携し、緊急時の体制を作ります。

ショートステイは、必要に応じて看護師の同泊もあります。

#### <子どもの一時ケア・ショートステイ>

##### 家族と寄り添うことでみえてくるもの

利用を希望する本人と家族が、希望に合わせて利用することができるよう円滑な運営に努めていきます。また、子どもたちが安全に、安心して、楽しく過ごすことが出来るよう人員配置を含めた十分な支援体制の検討を行い、子どもたちが「また遊びに来たい」と思うことができるような支援を行っていきます。

核家族化や片親家族、共働き家族の増加など、家族形態の変化に加え、利用できるサービスの増加、子育て不安などからくる精神的不安定さに悩む親の増加など、子どもを取り巻く環境は数年前に比べて大きく変化しています。そのような中で一時ケアを実施するに当たって、相談支援事業との連携が不可欠であります。本人や家族の様子や話からニーズを把握し、相談支援事業につなげることでより具体的な解決策を検討します。また、家族からの要望は一時ケアの依頼という形で表面化することが多いのですが、その中には本来のニーズは一時ケアではなく、より計画的なサービスの利用希望や生活全般の組み立てなどである場合もあるので、そのようなニーズに対して相談事業と連携を行うことで迅速かつ適切に支援を行うことが出来るよう努めます。

区内の機能強化型地域活動ホームや近隣区の大型活動ホームでも一時ケアを実施しており、すでに複数の活動ホームを利用している子どもたちが少なくない現状です。家族や本人の了解を得た上でそれらの活動ホームと業務上の連携を行うことで、本人や家族の緊急時への対応をより迅速に行ったり、家族の事務負担感を軽減したりすることができるようにいたします。特に家族の緊急時には、できる限り普段の生活から切り離されず、本人の不安感やストレスを最小限にすることができるような支援を大切にしていきます。

一時ケアやショートステイを利用するにあたって、子どもたちが楽しく安心して過ごすことができるような配慮が大切です。子どもたちの精神的な安定を図る面からも極力日常

生活から切り離されない生活を送ることができるよう配慮して、一人ひとりがリラックスして過ごせるよう支援の内容を検討します。

学校がある時はショートステイ中であっても通学できるよう対応いたします。

子どもたちの一時ケア・ショートステイに当たっては、学校送迎が必須ですが、ほとんどの学校が片道30～40分かかり、下校時刻もほぼ一緒ですので、一つの機関ですべての学校を日々カバーするのは大変難しいものです。中区内で児童の支援をしている機関同士が密に連携して送迎に関する課題をクリアしていくことが必要であります。また、一つの場所でニーズのすべてに対応することは難しいですが、複数機関で連携することにより少しでも多くのニーズに対応できるようにしていきます。

本人の障害や家族の状況によって、一時ケア・ショートステイが必要にもかかわらず送迎が困難であることからサービスを利用できない、ということがないように可能な限り送迎を実施していきます。

また、利用にあたっては登録を実施し、原則的に相談員と一時ケアスタッフが訪問する形で行います。訪問することでスタッフと面識ができてよりスムーズにサービス利用につながることで、家庭生活全般に必要な支援について検討しやすくなること、障害児を連れて新しい場所へ行くことが難しい家族にとって利用しやすくなることなどの利点が考えられるため、訪問の形を大切にしていきます。ただし、訪問にあたっては家族、本人の意向を十分尊重して実施していきます。

精神的不安定さに悩む親は子育て自体に不安や負担感、孤独感を感じていたり、サービスの利用調整を実施することが困難であったりします。本人の希望や意向を大切にしながら、そのような親の支援も可能な範囲で実施していきます。子どもの場合、親の支援が大変重要なものとなってきます。親の安定が子どもの安定に繋がることも多いことから、「家族支援」を念頭に入れて支援を実施していきます。子どもの問題、課題は「障害」で括ることが難しい場合も少なくありません。生活に困難さを持っている家族、支援を必要としている家族が必要に応じて利用しやすくするために様々な機関との連携を行うことはもちろん、敷居の低い場所をつくっていきます。

## エ 余暇支援活動・おもちゃ文庫

〈余暇活動支援〉

### 生活をより豊かに

障害があることで、自分の趣味を広げる環境が少なかったり、気の合う仲間と気軽にかけることが難しく、大人になっても親と一緒に映画やカラオケに行くなど、休日を年齢相応に過ごすことができない方が数多くいます。

また、障害児が通えるサークルやカルチャースクールの選択肢が限られていて、子どもが興味を持っていても趣味を伸ばしてあげられません。

余暇活動は、休日、放課後の過ごし場所ではなく、余暇の時間を有意義に過ごし、人間

関係や可能性を広げて、生活を豊かにしていく大切な時間としてとらえています。そのような“余暇活動”を支援する方法として、グループ活動的な「クラブ活動」と気軽に参加できる「サロン」、休日の「イベント」を中心とした“余暇活動プログラム”に取り組みます。

プログラムの内容は、年齢や障害の特性、またニーズに応えられるよう配慮し、対応者は、地活のスタッフに限らず、地域のかたがたや家族の方に得意分野をいかしていただくことで幅広い活動になるよう企画し、選択肢を増やします。

また、企画プログラムが発展的に自主運営できるようバックアップ的な支援もしていきます。

具体的な例示として

クラブ活動 児童一書道クラブ、絵画クラブ、親子エアロビ

成人一スポーツチャンバラ、バドミントン、卓球、ソフトボール

サロン 主にひとり暮らしをしている方を対象に気軽に立ち寄れる集いの場の提供

イベント 少人数のグループ外出（夏季・冬季、5月など長期連休など）

カラオケ、ボーリング、映画、スケート等

（将来的には、自主活動グループになることを目標とする）

などがあげられます。

<おもちゃ文庫>

#### 子ども親ものびのび過ごせる空間

地域活動ホームが建設される地域は最近新しいマンションが建設されていますが、室内で遊ぶことが出来る場がほとんどありません。障害のある子どももいない子どもも気軽に遊びに来ることが出来る場をつくっていきます。

また、アスペルガー症候群や高機能自閉症などの発達障害については、親が早期に子どもの障害について理解し、支援につながるということは大変難しいのですが、公園や子育て支援施設などで他の子どもたちとトラブルを起こしてしまったりすることで悩みを抱えている親は少なくないのが現状です。そのような家族にとって「障害」という枠にとらわれることなく利用することが出来、敷居が低い場所としておもちゃ文庫の意義は大きいものです。公の場所ではうまくいかない子どもがゆったりとした空間の中でストレスなく、のびのび過ごすことができることで、本人が安心して遊べるだけでなく、親の負担感を軽減することにもつながっていきます。「障害」について納得が出来ず抵抗を感じている家族がこのような地域活動ホーム内にあるおもちゃ文庫の利用を通して、子どもの状態、場合によっては障害について少しずつ理解をしていくことができるよう支援いたします。本人支援、家族支援のスタートの場として、利用しやすいおもちゃ文庫の運営を行います。

また、子育てに不安を感じている親にとって、子どもを遊ばせながら親同士で話をする機会に恵まれるといった意味からも「おもちゃ文庫」の存在は大きいものといえます。ゆったりとした空間、ゆとりある活動、地域の方々が遊びに来やすい場所を目指して「おも

ちゃ文庫」の運営を行っていきます。

## オ 重度重複障害者デイサービス（B型）

障害を持つ人の中でも経管栄養やたんの吸引といったいわゆる医療的ケアが日常的に必要な人たちがこの中区でも暮らしています。こうした重い障害を持つ人たちがこの地域で生活していくためには医療を含めた様々な支援が必要となります。

そのなかでこの大型活動ホームが担う役割は、嘱託医・看護師などの医療体制をとることにより医療対応が必要な障害を持つ人たちが参加できる日中活動を作り出していくこと、また必要に応じて相談・一時ケア・ショートステイなどの生活支援を行っていくことにあると考えます。

日中活動は重い障害を持つ人がきちんと利用できる体制を作り、本人が活動可能な内容をつくり上げていきます。たとえば、パン作りや軽食などの喫茶スペースでの販売などが考えられます。また、必要な身体機能の維持にも配慮していきます。

一時ケア・ショートステイは看護師もかかわる形をとることにより、必要に応じた対応が行えるようにします。

さらに医療スタッフの研修プログラムを関連機関と連携しながら立ち上げ、ケアの内容を向上させていくことで、より安心して利用できるようにします。

みなと赤十字病院という障害児・者の地域医療の拠点病院が隣接している立地条件に恵まれていますので、この病院と連携を深めることで緊急時の対応がより迅速に行えることと考えています。

## カ その他（送迎サービス等）

### 〈送迎サービスについて〉

生活支援、日中活動などの様々な事業を行ううえで送迎サービスは欠かすことができないものです。もちろん自分で移動を行える人はその力を生かしていくことが必要ですが、移動に制約がある人が、そのために本来必要とされている支援を受けられないことはあってはならないことです。そのためには日中活動への参加だけでなく、一時ケア、ショートステイなどの生活支援事業の利用時にも必要な方たちへの送迎を行える体制を組んでいきます。区内の送迎を行っている通所施設や作業所と連携して、共同の送迎体制を目指します。

### 〈その他必要なサービス〉

#### **試せる場**

自分の暮らしの場、生活の仕方などが大きく変わる時、本人や家族が不安を感じたりすることが多いものですが、こうした危惧をなくすため、「ひとり暮らし体験スペース」など試せる環境を用意するとともに訪問型自立生活プログラムなどのメニューも導入していきます。

## 発達障害

適切な支援を受ける機会がないまま成人し、就労先や新しい家族の中で生きづらさを抱えている人たちへの支援として

- ① 社会人としてのコミュニケーション技術のスキルアップ  
(近所つきあい、配偶者の家族とのつきあい)
- ② 育児相談
- ③ 家族会
- ④ フリースペースの提供  
(なかまづくり、集う場)

などの方策も併せて実施していきます。

## 2- (4) 中区内の社会資源との連携について

### 既存ネットワークと連携し、地域のネットワークの中核となる

- ① これまで私たちが培ってきた地域のネットワークを基盤に、地域にある様々なネットワークと繋がりながら更なる連携を目指します。

・区障連との連携（社会福祉施設・地域作業所・グループホーム・当事者団体・自主訓練会・家族会・ボランティア会等）

これまで区障連の様々な活動を通じて、団体間の協力関係を作ってきました。今後は互いに支えあえる関係をつくりながら共に地域づくりを進めます。

・中区役所との連携

区としてのニーズ、また施設としての区への要望など、話し合いを持ちながら協力して地域づくりを進めます。

・社会福祉協議会との連携

様々な話し合いを持ちながら、互いに役割分担を模索しつつ協力して地域づくりを進めます。

・地域ケアプラザとの連携

地域の中で共に貴重な社会資源として連携しながら事業を進めます。

・各町内会との連携

地域の資源・財産として活用される場所にしていくため、地域のみなさんと話し合いを持ちながら施設づくりを進めます。また、様々な交流イベントを企画します。

・寿地区との連携

NPOろばと野草の会は、事務局を寿町に置き、これまで活動してきました。様々な町の関係機関との協力関係もできており、これからも運営面において話し合いをもちながら、関係をより強力なものにしていきます。

・各学校との連携

特に防災に対する協力関係が必要と考えており、今後協力関係を模索していきます。

- ② 隣接する医療機関と連携することにより、医療的支援に力を入れた場所を目指します。医療的支援ができる活動ホームを特色とするため、連携できる関係づくりを進めます。※近隣区（西・南・磯子）の活動ホームと連携し、また、役割分担をすることにより、区を超えたより広い範囲を視野に入れた活動を目指します。

## 2-（5）中区生活支援センター（仮称）との相互連携・協力について

精神障害は、固定した障害ではなく、常に精神疾患とそれによる障害を併せ持つ状態であることはよく知られているとおりです。精神障害者とその家族は、いつも精神症状の再発の不安を抱えながら日常生活を送っていると言っても過言ではありません。

精神障害者が地域で安心して生活するためには、地域生活を支える良質な医療と福祉の統合的サービスが、24時間365日いつでも提供されるという社会保障の実現こそが必要です。そのためには旧来のような箱物やハード面の整備ではなく、相談支援体制の確立や戸別訪問のようなアウトリーチや救急医療体制の整備など、地域ケアサービスの充実が急務です。

当地域活動ホームでは、合築される中区生活支援センター（仮称）と連携・協力により、三障害が一本化された相談窓口に相談することにより、各事業の中で乗り入れ可能なものに関しては、可能な限り相互に利用し合い、利用する方の立場に立った支援を目指します。

また、今まで単独では対応が困難だった発達障害、高次脳機能障害、重複障害などにも積極的に対応していきます。

加えて、近隣医療機関との連携により、質の高い医療サービスが提供されるよう支援します。

## 2-（6）地域活動ホームとして、精神障害者への支援をいかに考えるかについて

障害者自立支援法において初めて障害福祉サービスの一元化が図られたことから、今後は三障害の施策を一体的に推進するとともに、依然として立ち遅れた精神障害者に対する諸施策を一層充実させる必要があります。

当地域活動ホームとしても、利用者のニーズに応じて、相談支援機能を中核として、就労支援等も含めた生活支援機能、当事者活動支援機能、連絡・調整機能、情報提供機能、社会資源（人的資源、物的資源）の開発機能、ネットワーク形成機能、ケアマネジメント機能などの各種機能をもち、各地域の実情やニーズに応じて、それらの機能を有機的にリンクさせながら、地域にある社会資源（精神科デイケア、地域活動支援センター、地域作業所、生活教室、グループホーム・ケアホーム等）と連携し、ボランティアなどの市民とともにネットワークを形成し、幅広く奥行きのある支援を目指していきます。

## 2-（7）寿町への対応について



## ① 寿地区に暮らす障害者の現状

簡易宿泊所街として形成されてきた歴史的背景から、他地区で暮らすことが困難になった障害者が最後にたどりつく場所として、寿地区に多くの障害者が暮らしており、2005年のデータでは寿地区に暮らす障害者は横浜市全体に比べておよそ6倍となっています。

また、寿地区は他地区に比して高齢化率が急激に上昇しており、それに伴って障害者の高齢化率も大きく上昇しています。寿地区は「障害」だけではなく「高齢化」によって多くの課題を抱えざるを得ない人びとが多く暮らしています。年齢状況を見ると、身体障害では9割以上が、精神障害でも7割以上が50歳以上であるが、知的障害の場合は年齢状況的な特徴はなく、すべての世代に分布しています（ここで50歳以上を目安にしているのは、寿地区では日雇い労働など肉体を酷使する労働に従事してきた人が多いため、実年齢よりも身体的状況はかなり悪い人びとがほとんどであることによる）。

### i 身体障害

日雇い労働で生計を立ててきた人びとは、労災隠しなどによって労働現場で負った傷病に対して必要十分な医療的ケアが受けられない場合が多くみられます。こうした人びとは家族のケアも期待できない場合がほとんどであり、身体障害を抱えて簡易宿泊所での単身生活を送っています。こうしたケースでは高齢化が目立ち、認知症などの課題を抱える人が増加しています。

### ii 知的障害

日雇い労働で生計を立ててきた人びとのなかには、軽度の知的障害者が多く含まれています。バブル崩壊以後、日雇い労働が激減したことにより、こうした人びとのニーズが顕在化してきましたが、まだまだ潜在的なニーズは非常に多いと言えます。

また「知的障害の疑い」をもつ人びとが多いことも寿地区の特徴ではありますが、これは寿地区に流入せざるを得ないさまざまな事情により、家族等からの情報を得ることが困難なためであります。

### iii 精神障害

他地区での居所設定が困難なケースや経済的事情によって、寿地区へ流入する統合失調症・躁うつ病をもつ人びとが急増しています。また他地区で生活を続けていくことが困難になった依存症をもつ人びとも、多く寿地区に流入してきています。

### iv 重複障害

他地区で生活できなくなった障害者が多く集まっている地域性から、重複障害者が多く暮らしています。たとえば、知的障害とアルコール依存症との重複の場合、ミーティングを中心とするAAのプログラムに乗りづらいなど、回復が困難なケースが目立ちます。

### v ひきこもり

高齢化や重複障害による機能的な要因から、また集団生活を苦手とするなど精神的

な要因からひきこもりがちになる傾向が強くみられます。なかには重複障害により、他地区にも利用可能な社会資源がない場合も多くみられます。

## ② 寿地区への対応について

区障連の活動を通じて、寿地区内でも障害者団体間のネットワーク、地区内諸団体との連携・協力関係を培ってきました。それらを活用しながら、これまで寿地区内で必要とされながらも応えることができなかったさまざまなニーズへの対応ができると考えています。

### ・既存施設との連携

寿地区に暮らす人びとにとって、他地区の社会資源を活用することに大きな心理的負担を感じる事が多くみられます。それは生活保護制度を利用していることへの「後ろめたさ」や他地区から寿地区に向けられる差別意識を内面化してしまっていることに起因すると考えられます。

こうした利用者側の心理的負担を軽減するために、まず既存施設との連携を強化し、施設のプログラムとして地域活動ホームのサービスを利用するなどの工夫が必要ではないかと考えています。

### ・簡易宿泊所の帳場や本人を支えている「仲間」とのコミュニケーション

寿地区に暮らす障害者には家族との関係がほとんどない場合が多く、代わりに簡易宿泊所の帳場さんや周囲に暮らす「仲間」との関係を強く築いています。本人にとっては家族替わりとも言える存在であるので、本人が当地域活動ホームのサービスを利用するにあたっては、帳場さんや「仲間」とのコミュニケーションを大事にしていく必要があります。

### ・一時ケア・ショートステイの効果的活用

簡易宿泊所という劣悪な居住空間（標準的には3畳一間・トイレなし。介護対応の簡宿でも4.5畳1間である）に暮らしていることから、「本人」のレスパイトとして活用することが求められています。

### ・軽度の知的障害者への就労支援

寿地区に暮らす知的障害者は他障害に比べて若年層の人数も多く、彼女・彼らへの就労支援が必要であると考えられます。

### ・中福祉保健センター保護課との連携

寿地区内に暮らす障害者のほぼ100%が生活保護制度を利用しているため、寿地区内の障害者の情報が集約的に集まるのが中福祉保健センター保護課であります。

ひきこもりがちな障害者へのアプローチなどを行なっていくためにも、保護課との情報交換をはじめとした連携・協力体制を作ることが大切になると考えています。

## ③ その他、将来的課題として

### ・寿地区内への相談支援事業出張所の設置

- ・ひきこもりがちな障害者へのアプローチ
- ・寿版「あんしんセンター」の開設

## 2-（8）施設長及び職員の人材確保の考え方について

今回建設を予定している施設は、障害、年齢を問わず、幅広いサービスを提供することを目的としています。そのため、ひとつ間違えればその場しのぎのサービスに陥る危険性をはらんでいます。毎日違う利用者がくる、緊急対応ではじめての人のショートステイなど、あまり経験しなかったケースが多々想定されるため、とにかく一日一日を無事に乗り切る、といったことのみが目的になってしまいかねません。

不特定多数の人たちに毎日かわることだけを長く続けていると一人ひとりが見えなくなってしまいがちです。また、障害についての専門性も養われにくくなります。

職員一人ひとりが、利用者一人ひとりをきちんと見つめる姿勢を持ち続けるために私たちの持つネットワークや母体となるNPO法人の経験を生かして、作業所やグループホームなどと職員の研修、異動をすることでこの問題を解決していこうと考えています。

作業所やグループホームなどでそこを利用する特定の人たちにきちんと向き合い、じっくりとかわり、一人ひとりに必要なことは何かを考える姿勢を学ぶ、そこから新しい施設を利用する人たちへもどのように対応したら良いかが見えてくるはずで、逆に作業所やグループホームだけで働いていると視野が狭くなってしまったり、人間関係が膠着してしまい、良い援助ができなくなる場合があります。

互いに連携しながら職員の交流を行うことで双方の職員の質を高めあうことができ、長く働ける職場となると考えています。

また、生活支援事業などでは、多くのスタッフを必要とします。地域の方やボランティアも多くかかわっていただきながら人材の確保に努めます。

中区の三障害一体型サービス提供私鉄は多機能で、様々な機能を少ない職員が担うことが多くなります。職員自身の意欲を引き出し、自主的に仕事ができるような職員を育てることが必要であり、職員を引っ張っていくことよりも、まとめていけるような施設超が必要だと考えています。

## 2-（9）苦情処理体制について

### ① 常に地域と接し、モニターされる環境づくり

施設として閉鎖的にならず、常に地域の方や第三者の目がある環境をつくることで、風通しをよくし、職員と利用者との関係が固まってしまうことのないように心がけます。

### ② 第三者委員会の設置

利用者の立場に添った第三者委員を選出し、定期的かつ継続的活動を通じて、利用者の声を吸い上げ、改善点や結果を確認できるようにします。まず、第三者委員と利用者の信頼関係ができるよう、委員には頻繁に来所いただき、出来るだけ日常的なかかわり

を持つことから始めます。「普段の様子がわかる人」を増やすことで利用者の細かい変化や訴えを見逃さないようにします。

第三者委員は、利用者とも運営者とも利害関係のない方をお願いし、日常的な交流から、安心、信頼を得られるよう、努めていただきます。苦情という、マイナスイメージのある訴えだけでなく、利用者自身の希望や、活動への提案など、何でも聞きだせる環境をつくります。利用者の声を真摯に聞き、受け止めることにより私たちの支援の幅を広げていく姿勢を持ち続けていきます。

年間の振り返りを行い、その改善点や結果を利用者、家族に報告します。

### ③ さらに身近な見方をつくる

正式な第三者委員以外にも、ボランティアなどを多く受け入れ、利用者が気軽に話のできる相手を増やします。あえて相談という場面ではなく、日常的な会話の中からも、利用者の思いを汲み取っていきます。

### ④ 相談スタッフとの連携

相談支援事業のスタッフとは、きちんと連携をとり、利用者自身の望むことが支援者全員に伝わるようにします。

### ⑤ 利用者ミーティングの開催

さまざまな活動をする中で、できるだけ利用者の自主的な活動を支援していきます。自然発生的にミーティングの場が生まれることが望ましいですが、障害や経験によっては、援助がなければミーティングを計画したり、その場で意見を言ったりすることができない人たちもいます。そのような方々には、必要な援助をしながら利用者同士のミーティングを開催し、利用者自身が自分の思いを語る場を多くつくっていきます。

### ⑥ 利用者の声を受け止める姿勢を保つ

利用者の声の中には、支援者、運営者にとって、とても応えきれないと思われるような高い要求が出てくることもあります。しかし、「忙しい」「そんなことは無理」と放置してしまうのではなく、利用者の声をきちんと受け止め、「何ができるか」「何はできないか」「なぜできないのか」をきちんと検討して、できることから応えていく姿勢を保てるよう、自分たちで振り返り、また研修等を行います。

## 2-(10)管理運営上における安全面への配慮について

施設の管理運営において、すべて安全なサービスの実施が大前提であります。サービスの提供に当たっては、常に利用者の立場に立ち、安心してサービスを受けられる環境を整え、サービスの質を高めて信頼を得ることが重要になります。しかし、安全を求めただけでは本来の支援から遠ざかってしまいます。安全のみを追求したために管理的、画一的になってしまうことは避けねばなりません。

そのためには職員一人ひとりが危機意識を持ち、日々の業務にあたることは言うまでもありませんが、施設全体での組織的取り組みが必要となります。

私たちは、横浜市のセーフティーマネジメントガイドラインに沿って、利用者が求めるサービスを安心して受けられるよう安全性を高めるとともに第三者から見ても信頼されるような管理運営を目指します。

#### 安全管理委員会または、セーフマネジメント委員会の設置

安全管理を施設の一機能として位置づけるために安全管理委員会またはセーフティーマネジメント委員会を設置します。

委員会の機能、役割は

- ① 事故防止のための、検討、研究
  - ② 事故の分析と再発防止策の検討
  - ③ 事故等発生時の対応
  - ④ サービス提供者、運営者と、利用者との間の情報の共有、広報
  - ⑤ 安全管理のための職員教育、研修
  - ⑥ 利用者からの相談への対応
  - ⑦ 検討事項の報告（理事会、評議員会、本人会、保護者会など）
  - ⑧ その他各種マニュアルの作成など、安全な運営の推進のために必要な活動を行います。
- また、重大な事故発生時には、事故対策委員会を招集し、迅速に対策を検討します。

#### コミュニケーションを豊かにする環境づくり

施設内外で発生する介護事故の大部分は、ヒューマンエラーに起因するものです。

したがって、事故防止には、「エラーは起こる」という前提に基づき、エラーを誘発しない環境や起こったエラーが重大な事故に発展しないシステムを施設全体で整備していきます。

全職員を対象にインシデント・アクシデントレポート事例等を報告することにより、組織全体で事故につながる潜在的な事故発生要因を把握し、事故を未然に防止する対策を講じるとともに、発生した事故に対する適切な対応を図ることならびに有効な再発防止策を検討します。

職員一人ひとりが、安全に対する意識を高め、対応能力の向上を図るため、職員間の連携を図ると同時に、職員の教育、研修、その成果の振り返りを定期的に行います。

さらに利用者、家族、ボランティアをはじめ地域の方々ともコミュニケーションを深め、利用者の声を聞き逃さないようにしていきます。

別項目で述べた相談、苦情解決の仕組みも安全管理に生かしていきます。

#### サービスの標準化と個別化

職員によってやり方が違うということは起こりがちですが、誰が行ってもある程度以上のサービスが確保できるように手順を統一していきます。もちろん、すべて画一的に行う

という趣旨ではなく、一定のサービス水準を守るためのものです。一方で個別のニーズを皆で共有し、一人ひとりに必要なサービスが提供できるようサービスの個別化を図っていきます。

標準化を行うことで、サービスの質を確保する一方で個別化を行うことにより、管理的、画一的になることを避け、一人ひとりにあったサービス提供を行います。

以上の取り組みから利用者との信頼関係を深め、一人ひとりが満足できるサービスを安全に提供できるよう施設全体で努力してまいります。

## 2-（11）地域との交流について

活動ホームの空間が中区のみなさんの「集いの場・情報交換の場・地域の交流の場」となるよう運営していきます。

### ① 喫茶スペースの開放

地域のみなさんに喫茶スペースでの軽食を販売提供します。

### ② 地域交流室・ボランティアコーナーの開放

地域の方々の活動や情報交換の場や当事者のミーティングの場として提供するとともに、地域のかたがたの自主講座や研修などの支援をしてまいります。たとえば、生涯学習講座などの自主運営（地域の方々の）について、講師の事前登録や講師の紹介などを通じて、よりスムーズに自主運営できるよう支援していきます。

### ③ おもちゃ文庫の開放

ゆったりとした空間で障害のある子どももいない子どもも気楽に遊びに来やすい場をつくります。子育てに不安をかかえている親にとっても安心して利用しやすい「遊ばせながら話せる場所」として提供します。

### ④ ポレポレグッズの製品啓発と販売

中区内の障害者団体の各自主製品を紹介します。さらに商品の受注と販売に力を入れることで、各団体の製品と多くの方々との「活動と製品の手つなぎ」の役割を担います。

### ⑤ ポレポレまつりの参加型支援と交流

年1回の区内の障害者団体と地域のお祭りです。企画・準備から地域の方々の協力を得て行います。

### ⑥ 地域のお祭りに参加

積極的に参加することで地域の中での顔の見える活動の輪を広げていきます。

## 2-（12）資金計画について

資金計画	36,400千円
運表財産	22,000千円
建設費充当額	14,400千円

内 訳

運用財産 (A)	22,000,000	
個人からの寄付金	5,000,000	@500,000 円 × 10 口
法人・団体からの寄付金	3,000,000	@300,000 円 × 10 口
後援会からの寄付金	14,000,000	
建設費充当額 (B)	14,400,000	
建設委員会寄付金	7,200,000	
設立準備会自己資金	7,200,000	
合計 (A+B)	36,400,000	

次ページに計画書を添付